

志木市条例第30号

志木市いろは親水公園等の管理及び運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、志木市いろは親水公園及び志木市村山快哉堂について一体的な管理及び運営を行うことにより、市の内外の人々とのふれあいや賑わいを創出し、志木市の象徴として親水公園等の更なる魅力の向上を図り、もって市民の福祉の更なる増進に寄与することを目的とする。

(志木市いろは親水公園の名称等)

第2条 志木市いろは親水公園の名称等は、次のとおりとする。

名称	志木市いろは親水公園
位置	志木市中宗岡5丁目2番

(行為の制限)

第3条 志木市いろは親水公園（以下「親水公園」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、祭礼、集会その他これらに類するものを催すこと。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の親水公園の利用に支障を

及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に親水公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 親水公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法第5条第1項、同法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 親水公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙その他の広告物を表示すること。
- (5) ごみその他の廃棄物を捨てること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (8) 前各号のほか親水公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、親水公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は親水公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、親水公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、親水公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(志木市村山快哉堂の名称等)

第7条 志木市村山快哉堂の名称等は、次のとおりとする。

名称	志木市村山快哉堂
位置	志木市中宗岡 5 丁目

2 志木市村山快哉堂に次に掲げる施設を置く。

- (1) 旧村山快哉堂
- (2) 村山快哉堂ひろば
(禁止行為)

第 8 条 志木市村山快哉堂においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公衆の志木市村山快哉堂の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(村山快哉堂ひろばの利用許可)

第 9 条 村山快哉堂ひろばにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、祭礼、集会その他これらに類するものを催すこと。
- (5) 工作物その他の物件を設けて占用すること。

2 市長は、前項の許可に村山快哉堂ひろばの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(占用料)

第 10 条 都市公園法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は前条第 5 号の許

可を受けた者は、占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料の額は、志木市道路占用料徴収条例（昭和59年志木市条例第29号）の例による。

（占用料の還付）

第11条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 親水公園又は村山快哉堂ひろばの維持管理上又は公益上の理由によって許可を取り消したとき。

(2) 使用者が自己の責めに帰することができない理由で親水公園又は村山快哉堂ひろばを使用することができなかつたとき。

（占用料の減免）

第12条 市長は、特別な理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

（監督処分）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは親水公園若しくは志木市村山快哉堂からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 親水公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 志木市村山快哉堂の保存に支障が生じた場合

(3) 志木市村山快哉堂に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(4) 親水公園若しくは志木市村山快哉堂の保全又は公衆の親水公園若

しくは志木市村山快哉堂の利用に著しい支障が生じた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監督処分に伴う賠償又は損失補償)

第14条 市は、前条第1項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことにより違反をした者に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

2 市は、利用者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、親水公園及び志木市村山快哉堂(以下「親水公園等」という。)の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、親水公園等の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 親水公園等の利用に関する業務

(2) 親水公園等の施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第3条、第6条、第9条、第13条及び第14条の規定の適用については、第3条、第6条、第9条及び第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条中「市」とあるのは「市又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第16条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

る。

- (1) 市民の平等な親水公園等の利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に親水公園等の運営を行うことができること。
- (3) 親水公園等の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第18条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に親水公園等の運営を行うこと。
- (2) 親水公園等の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項

- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、親水公園等の管理の適正を期するため必要な事項
(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第16条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第17条第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(施設の変更等)

第20条 指定管理者は、親水公園等の施設を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、その変更が市長が定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第21条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に親水公園等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、別表に定める範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納入)

第22条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、利用者が親水公園等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第24条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還する。

- (1) 親水公園等の管理上特に必要があるため、利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰すことができない理由により、親水公園等を利用することができないとき。
- (3) 利用者が利用料金を納入した後、利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(志木市都市公園条例との関係)

第25条 親水公園の管理については、この条例に定めるもののほか、志木市都市公園条例（昭和58年志木市条例第6号）の例による。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、親水公園等の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において

規則で定める日から施行する。

(志木市村山快哉堂条例の廃止)

- 2 志木市村山快哉堂条例（平成18年志木市条例第9号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定に関し必要な事項は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、志木市いろは親水公園等の管理及び運営に関する条例（令和2年志木市条例第30号。以下「新条例」という。）第15条第1項、第16条及び第17条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 4 指定管理者に親水公園等の管理を行わせるときは、施行日前に廃止前の志木市村山快哉堂条例の規定により志木市教育委員会がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限る。）又は志木市教育委員会に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者にされた申請その他の行為とみなす。

(志木市都市公園条例の一部改正)

- 5 志木市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第10条中「次に掲げる条例」を「志木市立秋ヶ瀬運動場施設条例（平成4年志木市条例第11号）」に改め、同条各号を削る。

別表（第21条関係）

種別		単位		金額
		数量	期間	
公園施設を設ける場合	売店その他これらに類するもの	1平方メートル	1月	520円

公園施設を管理 する場合	売店その他これ らに類するもの	1平方メ ートル	1月	1,570円
物品の販売その他これらに類する行 為		1平方メ ートル	1日	50円
業として行う写真の撮影			1日	630円
業として行う映画等の撮影			1時間	3,140円
興行		1平方メ ートル	1日	16円
競技会、展示会、祭礼、集会その他 これらに類する行為		1平方メ ートル	1日	7円
花火、キャンプファイヤー等火気を使 用する行為		1平方メ ートル	1日	7円